

平成28年度第1回大和市行政不服審査会

○平成28年4月7日（木） 午後4時30分から5時30分まで

○出席委員（3名）

会長 三浦 大介
会長職務代理者 石川 重弘
委員 長田 靖子

○出席事務職員（4名）

総務課長 井東 明彦
総務課係長 渡邊 寛己
主査 山中 喜久
主査 守屋 智浩

○日程

委員紹介

会長の選出

1 開 会

2 大和市行政不服審査会の役割、運営等について

（1）行政不服審査法の改正概要について

（2）異議申立ての概要について

（3）大和市行政不服審査会の構成について

（4）大和市行政不服審査会の役割、運営等について

3 議事

（1）大和市行政不服審査会運営規程の制定

4 その他

5 閉会

○議事録（次第の委員紹介、会長の選出までは記録をとっていません。）

○井東課長 会長の職務代理者は、会長から指定していただくこととなっているので、よろしくをお願いしたい。

○三浦会長 行政不服審査会では紛争を取り扱うことになるため、訟務経験のある石川委員をお願いしたい。

○石川委員 承知した。

○井東課長 それでは、第1回大和市行政不服審査会を開会したい。この後の進行は、会長にお願いする。

○三浦会長 まず、本日は委員の過半数が参加しているため、大和市行政不服審査会規則第3条2項の規定により、会議が成立している。次第の2、大和市行政不服審査会の役割、運営等について、事務局から説明をお願いします。

- 渡邊係長 資料に基づき説明
- 三浦会長 ただいまの説明について、何か質問があればお願いしたい。
(質問等なし)
過去の案件では、滞納処分関係が多くなっている。滞納処分そのものへの不服なのか、それとも前提となる課税処分に対する不服なのか。
- 渡邊係長 課税処分そのものに対する不服申立ては、課税処分の場合、納税通知書に教示があり、それ自体に対して異議申立てができるため、異議申立てが上がってきた事例はある。滞納処分では、いきなり差し押さえられたとか、分納や相談をしていたのに差し押さえとはどういうことかといった内容で、そのへんがこじれた結果として異議申立てになっている傾向がある。
- 三浦会長 児童クラブ入会保留というのはどのような案件か。
- 渡邊係長 本市では放課後児童クラブを運営しているが、これが定員をオーバーしていたために入れない、これがおかしいという内容である。
市としては、規則に基づいて優先順位を決めて運営しているが、残念ながら優先順位の低い方たちが入会保留ということになり、異議申立てとなったものである。
なお、この方たちについては、2か月後には児童クラブに入れたが、異議申立て自体は棄却という結論となった。
- 三浦会長 放置自転車の移動というのは、事実行為ではあるが、継続的なものということで、処分になるということか。
- 渡邊係長 大和市では放置自転車の防止等に関する条例に基づいて、放置自転車を移動できることとなっている。1回目に警告書を貼り、もう一度回ってきたときにまだあった時には移動させている。
放置自転車の移動が行政処分なのかが問題になるが、財産権の制約などいろいろな問題が生じるところで、行政による強制であることは間違いないだろうということで、行政処分だとした。
- 三浦会長 次第3の大和市行政不服審査会運営規程について、事務局から説明をお願いしたい。
- 渡邊係長 資料4に基づき説明
- 三浦会長 ただいまの説明について、何かご意見等があればお願いしたい。

- 石川委員 （大和市行政不服審査会運営規程の会議の公開について）行政不服審査法第4条第1項に係る審議を行う会議については非公開とする、逆に係らないものとして公開されるのは今回のようなものである。個別の不服申立てを扱う会議については、ただし書を適用して非公開になるという趣旨でよいのか。
- 渡邊係長 そのとおりである。本日のような会議は公開になると考える。
大和市では、市民参加推進条例に基づき、市民が政策に参加してくるもの、審議会などの会議録は公開している。個人情報を取り扱う会議など、あらかじめ非公開とされていないもの以外は、会議録や資料などもホームページですべて公開している。情報公開請求に応じた公開の対象にもなるという取扱いである。
- 三浦会長 具体的な審議に係る会議の議事録は公開しないということだと思う。議事録にはいろいろなレベルがあると思うが、この会議における議事録が、各委員の逐語的なレベルの議事録を言っているのか、あるいは、第何号諮問事案についてこれを承認したとか、簡略化したものになるのか。
- 渡邊係長 事務局としては、どのような発言があったのか、どのような議論がなされたのか、記録を残したうえで、最終的に答申案にまとめていきたいと考えている。議事録としては、委員の名前だけ出して発言は伏せる、それでも委員の発言の量がわかってしまうため委員の名前も伏せるなど、いろいろな例があると思う。情報公開の趣旨に基づいて判断することになるが、会議の内容、議論の過程についての記録を作成し、それを公開すると自由闊達な議論ができなくなるという懸念もある。
あとは、個人情報の部分について、委員に守秘義務が課されるくらいのデリケートな内容を取り扱うため、そうした部分については伏せることになると思う。
- 石川委員 会議は非公開であっても、議事録は作成されるということか。審査請求を行った本人が、その記録の開示を求めた場合には、会議の公開の問題とは別に、開示されるということになるのか。
- 渡邊係長 議論の内容について審査請求人から開示請求があっても、自由闊達な議論を確保するという意味合いから、基本的には非公開になると思う。
- 石川委員 自らが関わるものについて、一般的な情報開示請求と考えると、それを拒むことができるのか。
- 井東課長 個人情報の開示の話になると思う。自己情報の開示ということになると、本人にのみ、情報公開では得られない情報も出していくことになると思う。個人識別情報であっても、本人には開示される。

審議会の審議に支障が生じると考えられるため、審議が終わってからの開示をどうするかが問題になるが、個別の判断になると思う。行政の事務事業に支障が生じる場合は開示しないということで、条例上に明記されているため、その観点からは開示しないことになると思う。

○石川委員

この審査会では、必要があれば証人尋問のような手続を行うこともあるとのことだが、そのような場での審問も逐語的に記録を残されると思う。その審問の記録自体は、この会議の公開、非公開とは、また別の問題になるのか。

○渡邊係長

諮問に応じて行う調査、審議に係る会議の一つになると思う。ただ、本人情報になるため、本人による自己情報の開示請求という別の観点での検討が必要になる。原則としては、諮問に応じて行う調査、審議に係る会議の一つと考えてよいと思われる。

○石川委員

個人的な意見だが、審査請求人本人を呼ばないで議論する場合には、その記録は公開されないほうが議論しやすいというところはある。しかし、本人が出席してやりとりをしている場合の記録については、後になって本人が記録の開示を求めたときに、それまで開示しないとすると、やや違和感がある。おそらく、そうした審問までやる場合は、そこでのやり取りは、その後行政訴訟を提起するかしないかの判断にとっての物証としての利用価値があり、また、それ自体、われわれの議論とは別にどのような議論がなされたかの記録でもあるため、開示する流れになるのかと思う。もちろん、開示請求があった場合には、ケースバイケースで判断をしていただくことになると思う。

○渡邊係長

個人情報の開示、情報公開請求における公開については、審査会の意見をいただくことも視野に入れていくことになると思う。こうした記録は、訴訟上もかなり有用なものになると思われるため、本人の情報として開示していくものについても、審査会の意見をいただくことでよいと思う。

○石川委員

審査会の運営は、他の市町村の状況や、国の方針なども踏まえて考えていかねばよいと思う。

○渡邊係長

国でも4月から審査会を開始しており、そういったものの情報も報告させていただき、それを踏まえて判断をいただければと考えている。

○三浦会長

確かに、自己情報の訂正請求ができるため、本人を審査会に呼んで行ったやりとりについて、後で記録を請求して、ここが違うといったことはあり得る。ただ、議論の流れで第三者の名前が出てくるところとか、そうした部分は非公開という

ことになるかと思う。

○井東課長 記録の取り方については、ホームページに公開するような要点筆記、〇〇を審議した、〇〇が決まったなどの形態と、録音を起こして全文筆記のような形で行うものとあるが、議事録の取り方として全文筆記がよいか、議事録自体も要約筆記がよいか、何か意見はあるか。

○渡邊係長 事務局としては、全文に近い要約、口調まで再現するのではなく、発言の要旨がわかるような形で記録をとることを考えている。おおまかには要約筆記だが、できるだけ全文を発言内容がわかるように残そうと考えている。

○三浦会長 情報公開関係の審査会では、逐語的な議事録が多いと思う。議事録については、事前に送ってもらえるのか、議事録の確定はどのように行うのか。

○渡邊係長 審査会運営規程第4条第2項で議事録は、委員の承認を経て確定することになっている。委員の発言内容などについて、確認をいただいたうえで議事録として確定させていただく。

○三浦会長 事前に配布していただき、修正を経て確定するということか。次の会議に臨む前に、1回前の話を思い返すのにも役立つため、逐語的な記録のほうがよいと思う。

○渡邊係長 それでは、そのようなやり方で記録を作成する。

○三浦会長 では、運営規程の案については、このとおり承認ということでよろしいか。
(全員承認)
次に次第の4 その他について、何かあればお願いしたい。

○渡邊係長 会議の冒頭でご説明したとおり、逐条解説等はお持ち帰りいただき事務所等でご使用いただきたい。審査会用には別途ご用意させていただき、案件が出た場合の資料についても事前送付する。案件の資料は個人情報を含んでいるため、取り扱いについては十分にご注意をいただくようお願いしたい。

○三浦会長 それでは、すべての案件が終了したので、平成28年度第1回大和市行政不服審査会を閉会したい。ありがとうございました。